

## 国民健康保険税率を改定します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。令和4年度の税率は次の通りです。

区 分		令和3年度分	令和4年度分	増 減	内 容
医療分	所得割	9.60%	10.30%	0.70%	医療費の支払いに 使用する財源
	均等割	2万5900円	2万8600円	2700円	
	平等割	2万3200円	2万3200円	—	
後期高齢者 支援分	所得割	3.50%	3.50%	—	後期高齢者医療 制度を支える財源
	均等割	9800円	9800円	—	
	平等割	7600円	7600円	—	
介護 納付金分 (※)	所得割	2.90%	2.90%	—	介護保険制度を 支える財源
	均等割	1万900円	1万900円	—	
	平等割	6100円	6100円	—	

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の加入者のみ

### ▶国民健康保険税（年税額）の算出方法

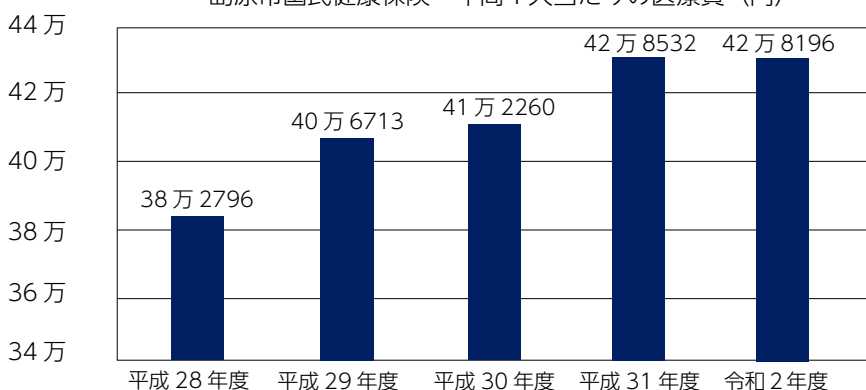
- 所得割 世帯の所得に応じて計算（加入者の所得割課税標準額 × 税率）
- 均等割 加入者人数 × 均等割
- 平等割 1世帯当 × 平等割

医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分のそれぞれを上記の計算式に当てはめ、合計した額が1年間の国民健康保険税になります。納税通知書は7月中旬ごろ発送予定です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期限内の納付をお願いします。また、便利な口座振替やキャッシュレス収納をご利用ください。



### ▶医療費を抑えるために協力をお願いします

島原市国民健康保険 年間1人当たりの医療費（円）



1人当たりの医療費は近年増加傾向で、直近5年間で約15%も上昇しています。医療費を節約し、健全な国民健康保険財政のため、以下の事項にご協力ください



#### ▶特定健診や特定保健指導を受けましょう

病気の早期発見だけでなく、病気になる前の異常を発見したり、生活習慣病の予備軍を見つけ、生活習慣の改善（特定保健指導）を行います

#### ▶ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

先発医薬品の特許が切れたあと、同じ有効成分・効き目（効能）や安全性が同等と認められた医薬品です。開発費が抑えられるため、新薬より低価格な薬です

#### ▶薬が余っていたら、医師や薬剤師に相談しましょう

▶適度な運動とバランスの取れた食事を心掛け、適正体重を維持しましょう

#### ▶問い合わせ先

- ・税の課税や納付に関すること 税務課
- ・制度や資格取得・喪失に関すること 保険健康課





## 児童手当の制度が一部変更になります

▶ 毎年6月に提出していた現況届が不要になります  
令和4年度の現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。ただし以下の人は、引き続き現況届の提出が必要です

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が島原市と異なる人
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の人
- ⑤その他、島原市から提出の案内があった人

▶ 特例給付に係る所得上限額が設けられます  
令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません

下記表の①（所得制限限度額）未満の場合は児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合は特例給付（児童1人当たり月額一律5000円）を支給します

▶ 問い合わせ先 こども課

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

### 健康ガイド

## 6月4日～10日は「歯と口の健康週間」

■市保健センター ☎64-7713

■有明保健センター ☎68-5335

むし歯と歯周病は、歯が抜ける大きな原因となります。また、寝たきりにつながる全身の衰えは、お口の衰えから始まると言われています。元気に長生きするためにも、定期的に歯科健診を受け、お口の健康に気を配りましょう。

### 歯と口の健康を守る 3つのポイント

規則正しい食生活

正しい歯みがき

フッ化物の利用

### むし歯予防への取り組み

#### ▶ フッ素塗布事業

- ・1歳6カ月児、3歳児健診の際にフッ素塗布を行います
- ・歯科医院で行うフッ素塗布とブラッシング指導の費用を助成しています

対象は年度内に満1歳～満3歳となる幼児です（対象者へは助成券を郵送しています）

#### ▶ フッ化物洗口推進事業 保育所・認定こども園・小中学校における集団によるフッ化物洗口の実施を推進しています

#### ▶ 妊産婦歯科健康診査 妊産婦さんの歯科健診の費用を助成しています（母子手帳交付時に助成券を配布しています）



### 島原南高歯科医師会からのお知らせ

今年度の「お口の健康まつり」は中止となりました

▶ お口の健康まつりに関する問い合わせ先 島原南高歯科医師会（☎62-3507）